各種証明書の発行について

１　証明事務手数料の徴収について

福島県証明事務手数料条例の施行に伴い、平成２３年７月１日より本校を卒業や退学した方に証明書を交付する際に、証明事務手数料を納付していただくこととなりました。

なお、在学生に発行する証明書については、従来どおり無料で交付いたします。

２　手数料を徴収する証明書

卒業証明書、修了証明書、成績証明書、調査書など

３　手数料の額、納付方法

１通につき３００円です。福島県収入証紙により納付していただきます。

４　申請方法

学校休業日を除く毎日８時３０分から１７時まで事務室で受け付けております。原則として、申請者ご本人が来校して申請することになりますが、遠隔地にお住まいであるなどやむを得ない場合は、代理人による申請や郵便による申請を受け付けます。

申請時にご用意いただく書類は次のとおりです。

なお、証明書は即日発行いたしますが、英文の証明書等特殊な場合には、数日かかることがありますので、余裕を持って申請してください。

（１）本人が本校窓口で申請する場合

・証明書交付申請書
・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
・手数料分の福島県収入証紙

（２）代理人が本校窓口で申請する場合

・証明書交付申請書
・代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
・委任状
・手数料分の福島県収入証紙

（３）郵便で申請する場合

・証明書交付申請書
・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写し
・返送用封筒（長形３号に申請者の住所を記入し、郵便切手を貼付すること）
・手数料分の福島県収入証紙

※１　返送用封筒に貼付する郵便料金は次のとおりです。

	１～４通	５～９通	１０通以上
卒業証明書、修了証明書 成績証明書、調査書	８２円	９２円	事務室に確認願います
速達や簡易書留を希望する方は、次の料金を加算してください ・速達　　２８０円加算 ・簡易書留　３１０円加算			

※２　手数料分の福島県収入証紙は、下記６の福島県収入証紙売りさばき所で購入してください。
　購入が困難な場合には、本校事務室に御相談ください。
　　０２４２－８３－２９１１

５　手数料の免除

一定の要件に該当する方は、申請により手数料が免除されます。証明書申請の際に免除申請書を提出してください。

申請により手数料が免除される方	免除申請に添付する書類
生活保護を受けている方	生活保護受給証明の写し

６　福島県収入証紙の売りさばき所

福島県出納局のホームページでお近くの売りさばき所を確認してください。
（http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html）
なお、本校の最寄りの売りさばき所は、（有）近江屋商店です。
また、お近くに売りさばき所がない場合は、以下の売りさばき所で通信販売により購入することもできます。購入する福島県収入証紙分の現金と、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封し、現金書留で申し込んでください。

・通信販売により福島県収入証紙を販売している売りさばき所

売りさばき所名	福島県庁消費組合　県庁売店
住所	〒９６０－８０６５　福島県福島市杉妻町２－１６
電話番号	０２４－５２１－１１１１

お問い合わせ先
福島県立坂下高等学校　事務室
０２４２－８３－２９１１